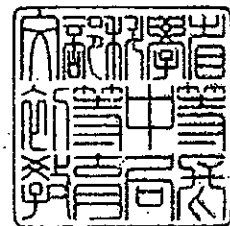


平成26年9月26日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 教 育 委 員 会
各構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
各構造改革特別区域法第19条第1項の認定を受けた市区町村の教育委員会の長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 指 定 教 員 養 成 機 関 の 長 殿
大 学 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 法 人 の 理 事 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長
文 部 科 学 省 が 所 管 す る 各 独 立 行 政 法 人 の 長
免 許 状 更 新 講 習 の 開 設 者 の 指 定 を 受 け た 各 法 人 の 長

文部科学省初等中等教育局長

小 松 親 次 郎



(印影印刷)

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の
公布について（通知）

このたび、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第28号）」及び「免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成26年文部科学省令第29号）」（以下「改正省令」という。）が平成26年9月26日に公布され、平成27年4月1日から施行されることになりました（ただし、免許状更新講習の見直しに係る改正については平成28年4月1日から、幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備に係る改正については子ども・子育て支援法の施行の日から施行します）。

また、これらの改正に伴い、必要な告示を制定したところです。本告示の実施

日は平成28年4月1日となります。

改正省令等の概要等は下記のとおりですので、関係各位におかれては、その趣旨を十分御理解いただきますようお願い致します。

記

第1 改正省令等の概要

1. 教員の養成の状況についての情報の公表

認定課程を有する大学は、教員の養成の状況についての情報を公表するものとしたこと。情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとしたこと。(改正後の教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)(以下「施行規則」という。)第22条の6関係)

なお、公表するものとした情報は以下のとおり。

- ①教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること。(施行規則第22条の6第1号)
- ②教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること。(施行規則第22条の6第2号)
- ③教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること。(施行規則第22条の6第3号)
- ④卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること。(施行規則第22条の6第4号)
- ⑤卒業者の教員への就職の状況に関すること。(施行規則第22条の6第5号)
- ⑥教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。(施行規則第22条の6第6号)

2. 大学に入学する前に外国の大学において修得した科目の単位の取扱い

認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に、授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学において修得した科目の単位のうち、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができることを明確化したこと。(施行規則第10条の7関係)

3. 免許状更新講習の見直し

教育職員免許法(平成24年法律第147号)第9条の3に規定する免許状更新講習について、教員の職務の遂行に必要なものとして文部科学省令で定め

る事項等を以下のとおり改正したこと。

(1) 必修領域、選択必修領域、選択領域の区分の創設

改正前の制度では、「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」を十二時間以上及び「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」を十八時間以上としていた免許状更新講習の課程について、「必修領域」（全ての受講者が受講する領域）を六時間以上、「選択必修領域」（受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域）を六時間以上及び「選択領域」（受講者が任意に選択して受講する領域）を十八時間以上としたこと。（改正後の免許状更新講習規則（平成20年文部科学省令第10号）（以下「更新講習規則」という。）第4条関係）

(2) 免許状更新講習の内容の見直し

免許状更新講習の内容について、各領域毎にそれぞれ以下のとおりとしたこと。（更新講習規則第4条関係）

①必修領域

- イ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ロ 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ハ 子どもが発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見（特別支援教育に関するものを含む。）
- ニ 子ども生活の変化を踏まえた課題

②選択必修領域

- イ 学校を巡る近年の状況の変化
- ロ 学習指導要領の改訂の動向等
- ハ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ニ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ホ 学校における危機管理上の課題
- へ 教育相談（いじめ及び不登校への対応を含む。）
- ト 進路指導及びキャリア教育
- チ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- リ 道徳教育
- ヌ 英語教育
- ル 国際理解及び異文化理解教育
- ヲ 教育の情報化（情報通信技術を利用した指導及び情報教育（情報モラルを含む。）等）
- ワ その他文部科学大臣が必要と認める内容

③選択領域

幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

(3) 免許状更新講習修了・履修証明書の様式の見直し

免許状更新講習の内容の見直しに伴い、免許状更新講習修了・履修証明書の様式を見直したこと。(施行規則別記第4号様式関係)

なお、平成28年3月31日以前に「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」について免許状更新講習を履修した場合には「必修領域」の欄に、「教科指導、生徒指導その他教育の充実に係る事項」について免許状更新講習を履修した場合には「選択領域」の欄に、それぞれ記入することとした。(施行規則別記第4号様式備考第3号関係)

(4) 関連告示の廃止

免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示(平成20年文部科学省告示第50号)において定められていた免許状更新講習の内容等について、免許状更新講習規則において定めることとしたため、本告示を廃止することとしたこと。(免許状更新講習規則第四条第二項に規定する事項の詳細な内容及び同令第六条に規定する修了認定の基準を定める告示を廃止する告示(平成26年文部科学省告示第136号)関係)

4. 幼保連携型認定こども園制度開始に伴う改正

幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備を行ったこと。

5. 経過措置

以下のとおり、経過措置を規定したこと。

- (1) 改正省令による改正前の免許状更新講習規則第4条第1項第1号の事項について履修認定を受けた者は、更新講習規則第4条の表必修領域の項及び選択必修領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなすこと。(免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第1項関係)
- (2) 改正省令による改正前の免許状更新講習規則第4条第1項第2号の事項について履修認定を受けた者は、更新講習規則第4条の表選択領域の項に掲げる事項について履修認定を受けた者とみなすこと。(免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項関係)

第2 施行期日

教員の養成の状況についての情報の公表及び大学に入学する前に外国の大学において修得した科目の単位の取扱いに係る改正については平成27年4月1日から、免許状更新講習の見直しに係る改正については平成28年4月1日か

ら、幼保連携型認定こども園制度開始に伴う規定の整備に係る改正については子ども・子育て支援法の施行の日から、それぞれ施行することとしたこと。

第3 留意事項

改正後の免許状更新講習の開設・運用方法等については、別途通知を発出する予定であること。

本件担当：

文部科学省 初等中等教育局 教職員課

電話：03-5253-4111(内線：2451)